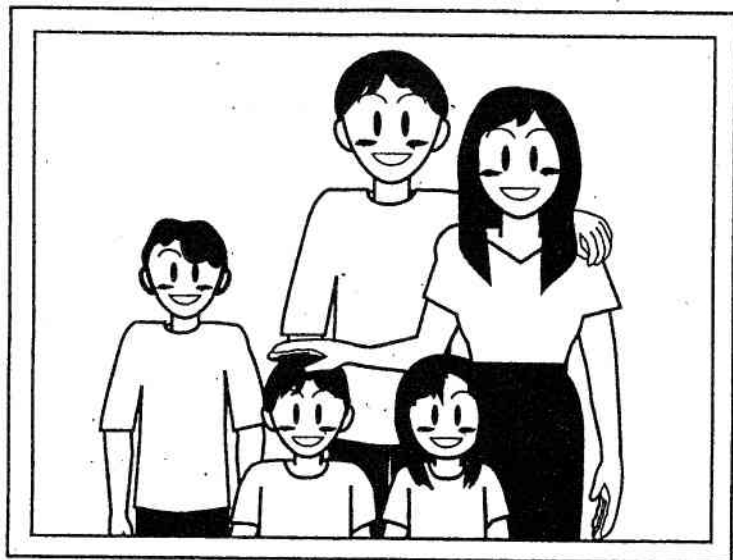


少年補導員のための
街頭補導の手引き



熊谷市少年補導センター

熊谷市宮町 2-47-1 市役所4階

TEL048-524-1111 内線 552

少年補導員ワッペン

このマークは『愛のひと声』パトロールのときに
少年補導員が胸につけるワッペンです。

多くの市民に非行防止を意識していただくために、そして一人でも多くの子どもたちが、その心の青空を大切に守ってほしいという願いをこめて、市内全域のパトロールをしております。



は　じ　め　に

昭和53年4月1日に「少年補導センター」が設立されて以来、少年の非行防止・健全育成のため、補導員各位をはじめ、関係者の皆様には、御理解と御協力をいただき深く感謝申し上げます。

次代を担う青少年が、良い環境の中で心身ともに健やかに成長することは、市民すべての願いであります。

しかしながら、社会情勢の推移とともに、青少年の意識や行動は、著しい変化を生じ、価値観の多様化、地域連帯感の希薄化、家庭の教育力の低下等、複雑化の様相を見せ、青少年を取り巻く社会環境は、大きく変化しております。

こうした環境の中で、市民一人一人が青少年を健全に育成するということを認識して、市民総ぐるみで取り組むことが重要な課題であります。

特に、家庭・学校・地域社会が一体となって、また関係機関・団体等と連携を密にし、非行防止活動を推進することが望まれます。

この資料は、これから街頭補導に従事される少年補導員の方々のために編集したもので、今後、補導活動する上で参考となれば幸いです。

平成25年6月

熊谷市少年補導センター

目 次

I	熊谷市少年補導センター概要	1
1	設置	1
2	組織	1
II	少年補導センターの業務と活動内容	2
1	少年補導センターの業務	2
2	活動内容	2
III	少年補導員の心構え	4
1	補導の目的	4
2	補導の限界	4
IV	街頭補導の要領	5
1	不良行為をしやすい少年の外見的特徴	5
2	注意してみる場所	6
3	声かけのテクニック	7
(1)	呼びかけ	7
(2)	話の聴き方	8
(3)	注意・助言のしかた	9
(4)	別れかた	10
4	少年の性格などからみた補導方法	11
(1)	反抗してくるとき	11
(2)	うそを言っているとき	12
(3)	黙っているとき	13
(4)	泣き出したとき	14
V	街頭補導のQ&A	15
VI	資料	24

I 熊谷市少年補導センター概要

1 設 置

名 称	熊谷市少年補導センター
所 在 地	熊谷市宮町二丁目47番地1
設 置 主 体	熊谷市
主 管 部 局	福祉部こども課
設 置 年 月 日	昭和53年4月1日
設 置 根 拠	熊谷市少年補導センター条例

2 組 織

(1) 職員構成 3 人（その他、相談担当職員4人）

(2) 少年補導員 定数140人以内

委 嘱 熊谷市長

任 期 2 年

構 成 市内小・中・高校教諭

市立小・中・PTA

熊谷市青少年健全育成市民会議

Ⅱ 少年補導センターの業務と活動内容

1 少年補導センターの業務

少年補導センターでは、少年の健全な育成及び非行防止並びに少年対策の総合的な推進を図ることを目的とし、街頭補導・少年相談・環境浄化活動等を実践するとともに、関係機関と連絡調整に関する業務を行っている。

2 活動内容

(1) 街頭補導活動

ア 目的

少年補導は、非行の芽といわれる不良行為やく犯行為をしている少年を早期に発見し、注意・指導・助言（声かけ）をするなどして、少年の非行を未然に防止することを目的とする。

イ 種別

- ・中央補導 月4回、市街地を中心に巡回する。
- ・地域補導 各中学校区を単位として班編成し、班の実情に応じて区域内を巡回する。
- ・自主補導 各地域での行事等に応じて、地域補導を補足する形で実施する。
- ・理事会補導 夜間補導を理事会において実施する。

ウ 計画

- ・中央補導日は、事務局で計画する。
- ・地域補導日は、班長を中心に各班で決定する。

(2) 少年相談活動（家庭児童相談）

ア 目的

少年相談は、少年自身や保護者等から青少年に関する学校・家庭での問題、その他交友関係や非行にわたる相談や少年自身の悩みに対して、電話、面接相談によって解決の力添えをする。

イ 受理

・職員による相談

相談日時 毎週月～金曜日

午前8時30分～午後5時

相談方法 面接相談

電話相談 527-2700

こどもあんしんダイヤル

・臨床心理士による相談

相談日時 毎月1回 午前9時～午後4時

相談方法 面接相談・電話相談（要予約）

(3) 環境浄化活動

ア ピンクチラシ等の撤去

熊谷市防犯のまちづくり推進条例の施行にあたり、毎年4月1日付けで、各関係機関・団体（国土交通省、埼玉県、東京電力（株）、東日本電信電話（株）、東日本旅客鉄道（株）、秩父鉄道（株）、熊谷警察署）と「迷惑ビラ等の除去に関する協定」を締結し、工作物等に無許可で掲示されている少年に悪影響を及ぼす迷惑ビラ等（埼玉県迷惑行為防止条例第11条第2項の規定に違反）について、除去及び廃棄する。

Ⅲ 少年補導員の心構え

1 補導の目的

少年の不良化、非行化を防止し、その健全育成を図ることを目的とするもので、少年の心理をよく把握するとともに少年の人格を尊重し、次のことに注意することが必要となります。

- ・ 少年補導センターの業務に積極的に参加する。
- ・ 少年の健全な育成を心がける。
- ・ 少年に理解と愛情をもって接する。
- ・ 少年の心理、生理に深い理解を持つ。
- ・ 少年の言い分や考え方をよく聴く。
- ・ 少年の長所を発見するよう努める。
- ・ 少年の年齢、性別に応じた言葉づかいをする。
- ・ 職務上知り得た秘密を他に漏らさない。

※ 活動するときは「補導員証」及び「ワッペン（補導員章）」を必ず携帯すること。

2 補導の限界

少年補導センターの補導は、法律的な強制力を伴うものではなく、善意の活動です。強制力を伴う補導が必要な少年を発見したときや身の危険を感じるようなときは、警察署や派出所に連絡して引き継ぐことが必要となります。

※ 熊谷警察署 生活安全課 少年係
Tel(代)526-0110

Ⅳ 街頭補導の要領

1 不良行為をしやすい少年の外見的特徴

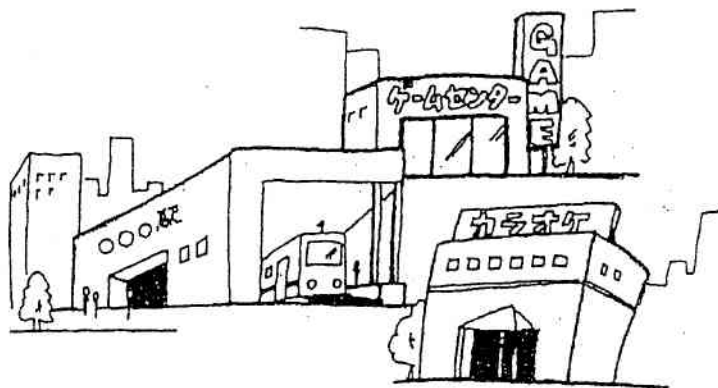
不良行為をしやすい少年の外見的な特徴は、おおむね次のような傾向がみられます。

- ・流行をおった派手な服装をしていたり髪を染めている。
- ・学生服の着用の仕方が乱れている。男子学生がズボンをずり下げていたり、女子学生が規定外の丈のスカートを着用している。
- ・カバンや紙袋等に着替えなどを入れて持ち歩いている。
- ・口紅やアイシャドウ、マニキュア等化粧をしたり、ピアス等アクセサリーをつけている。
- ・目的もなく街角で座り込んでいたり、コンビニエンスストアや飲食店等、又はその周辺でたむろしている。
- ・ぼんやりしていたり、人目を避けるそぶりをしたり、長時間同じ場所に座り込んでいる。
- ・リーダーを中心にグループで行動したり、その指示をうけて動いている。
- ・隠語を使ったり、うそをついたり、そわそわ落ち着きがない。
- ・その他、有害刃物、薬物、有害図書、たばこその他不相应な金品、物品、器具等を所持している。

2 注意してみる場所

補導対象となる少年のたまり場は、季節によっても異なりますが、おおむね次に掲げるような場所は、特に注意すべきと考えられます。

- ・遊技場（ゲームセンター、カラオケボックス、ボーリング場等）
- ・駅構内とその周辺
- ・デパート、大型スーパー（特に階段、トイレ、喫煙コーナー）
- ・コンビニエンスストアとその周辺
- ・ファーストフード店
- ・飲食店街等の路上
- ・書店、レンタルビデオ店
- ・学校等の公共施設
- ・公園、神社、建物の陰
- ・池や沼地



3 声かけのテクニック

(1) 呼びかけ

チャンスを失わず 自信を持って

自然な態度で 言葉静かに

- ・前方からのときは近づいてくるのを待ち、後方からのときは前方や横に回り込んだりして声をかけましょう。
- ・自然な態度と語調、親しみのある言葉で相手が快く受け入れられるような語調で続けることが、その後の対話をスムーズに行う基礎となります。

たとえば、

「こんにちは。今日は補導で回っているんだけど・・・。」

「ちょっといいかなあ、まだ午前中だけどもう学校は終わったの？」

「若く見えるから声を掛けるけど、年はいくつ？」

「きみたち赤い顔してるね。お酒でも飲んだの？」

「もう遅いけど、どこへ行くの？」

[こんな注意を！]

- ・最初の「声かけ」は少し（2m程度）離れた所から。
- ・なるべく早く「少年補導員」の身分を明らかにし、安心感を持たせる。
- ・身体には手を触れないようにする。
- ・人目の多いところで呼びかけをするときは、声の調子や大きさ並びに言葉づかいに注意する。
- ・荒々しく、危険だと思われるグループを見つけたときは無理をしないで最寄りの警察署（派出所）へ連絡する。

(2) 話の聴き方

心を和ませ 少ない問いで 多くを聞き出せ

- ・少年から話を聞く場合は、言い分や考え方を十分に聴き出し、問題行動の原因を確かめましょう。
- ・少年には、自分たちの行動を正当化しようとする理由があります。少年の心を開かせるためには、一方的に注意するだけではなく、時には共感する姿勢も見せることが大切です。

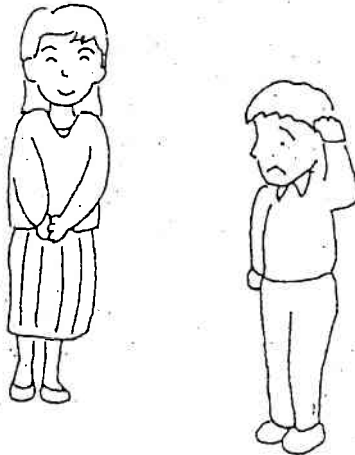
たとえば、

「へエー、そうなんだ。」

「そのことについてお家の人はどう言っているの？」

[こんな注意を！]

- ・目線を合わせて話し、威圧感を与えない。
- ・質問攻めや一方的に決めつけない。
- ・同意もなく、所持品に手を触れない。
- ・身体的なことは口に出さない。



(3) 注意・助言のしかた

心はあたたかく 頭は冷静に

- ・補導中、反抗的な態度をとる少年、うそをつく少年、黙秘する少年などがいますが、その挑発に乗ったり、激怒したりすることなく終始冷静な態度で接しましょう。
- ・アドバイスは、抽象的でなく具体的にわかりやすい言葉を使いましょう。

たとえば、

「子どもは、こんなところで遊ばない方がいいな…。」

「6時を過ぎたら、小・中学生はゲームセンターにはいけないんだよ。」

「こんな夜遅く一人で出歩くのは、危ないよ。」

「タバコ（お酒）は、君たちの体に悪い影響をあたえるものとして法律で禁止されているんだよ。」

[こんな注意を！]

- ・説教じみた助言は効果がない。
- ・少年が理解できない言葉は使わない。
- ・少年を刺激する言葉は使わない。
- ・権威を振りかざさない。
- ・反抗的、黙秘の少年への対応は、あせらない。
- ・少年の所有物は取り上げない。

※ 20歳未満の少年の喫煙・飲酒は禁止されています。
少年にタバコや酒を販売した者は50万円以下の罰金に処せられます。

「未成年者喫煙禁止法」「未成年者飲酒禁止法」

※ ゲームセンターへの入場制限はP17を参照。

(4) 別れかた

少年に励ましを 少年から信頼を

- ・ 補導の効果は声かけと別れぎわにあり、その善し悪しは後の少年に大きな影響を与えかねません。少年の悪い点は注意し、良い点はほめてやるなど、助言、指導を行いましょう。
- ・ 少年に希望と意欲を起こさせるよう努めましょう。

たとえば、

- 「気をつけて帰いなさいね。」
- 「しっかり勉強しようね。」
- 「体に気をつけてね。」
- 「がんばれよ。」
- 「仕事に励みなさい。」

[こんな注意を！]

- ・ 感情が対立したまま別れない。
- ・ 指導を必要とする行為のなかった少年に対しては「足止めさせて、ごめんね。」「さよなら、気をつけてね。」など、親しみをおぼえる言葉をかけて、笑顔で別れるようにする。
- ・ いたわりの言葉をかけて別れる。

4 少年の性格などからみた補導方法

(1) 反抗してくるとき

反抗は粗暴な性格、虚勢、行為の正当化、または非行を隠すために行うことが多い。特に、グループやカップルのときは、決して挑発に乗らないように留意し、感情にとらわれることなく、少年の言い分を十分に聞くようにし、反抗心を和らげると共に、事実の把握に努めましょう。

[補導の方法]

- ・ 反抗の原因・動機を言語・言葉から早く読みとる。
- ・ 少年の欠点や弱点、(顔・体格・服装等)にはなるべく触れない。
- ・ 反抗が極端な場合は、一時黙って聞いていた方が、それを和らげる効果がある。
- ・ 法律論や理屈をもつての反抗に対しては、正面からの対立は避け、あせらず冷静に対応する。
- ・ 少年の言い分を十分聴いて理解し、挑発に乗って感情的にならない様に言動を慎む。
- ・ 在学生の場合は、学校連絡をおそれて反抗したり、哀願したりすることがあるので、補導の本来の目的を理解させる。

[こんな注意を!]

- ・ グループやカップルのときは複数の補導員で対応する。
- ・ 身の危険が感じられる場合は、無理をせず警察署(派出所)に連絡し、協力を求めましょう。
- ・ 少年の中には抵抗してくるものもあることから、受傷事故に注意しましょう。

(2) うそを言っているとき

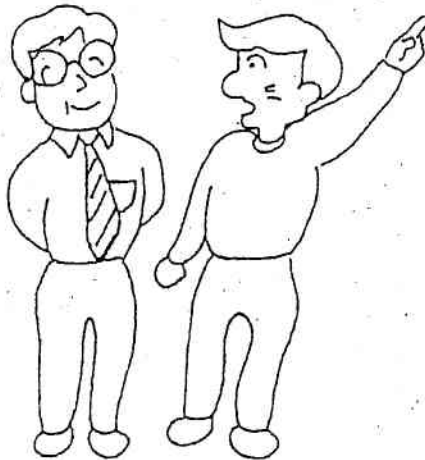
うそは自分の非を正当化しようとするところから始まると言われますが、これに惑わされないことが肝要です。しかし、うそを言っていると思って、その言い分を聞いてあげ、少年が進んで事実を述べるようにすることが大切です。

[補導の方法]

- ・うそを言うときは、積極的に発言することもあるので、全部言わせてから矛盾点を聞き返す。
- ・同じ質問を、間をおいて繰り返し聞いてみる。

[こんな注意を!]

- ・少年に、「大人は簡単にだませる。」と思わせないことも時には必要です。
- ・家出等問題性のあるときは、警察署（派出所）に連絡して、協力を求めましょう。



(3) 黙っているとき

少年の中には、最初から話そうとしなかったり、途中で黙り込んだりする場合があります。その理由として、見ず知らずの大人に対する不信感、不安感、緊張感、反抗心、あるいは事実を隠そうとするためなどが考えられます。これを、早く察知して、気持ちを解きほぐさせるよう努めましょう。

[補導の方法]

- ・少年の年齢、服装、所持品等から判断して、映画、スポーツ、音楽等の趣味や嗜好から話に入るなど、気持ちを和らげる。
- ・あせらず、愛情をもって接し、少年の気持ちを解きほぐす。
- ・黙秘の原因が補導する側にあったと分かったときは「悪かったね。」と素直にわびて、気持ちをやわらげる。
- ・少年の身近な話を取り上げて、気持ちを解きほぐす。

[こんな注意を！]

- ・少年を問い詰めたり、決めつけたりするような口調で話さない。



(4) 泣き出したとき

まれなことですが、小学生など年少者を補導したとき、泣き出されることがあります。そのときには、少年の感情を和らげて、気持ちを落ち着かせるようにしましょう。

[補導の方法]

- ・年少者は、不安感が強いので、優しい言葉・穏和な態度で接する。
- ・感情を刺激するような言動は十分注意する。
- ・自分を理解してくれないと涙ぐむ少年もいるので、その立場に同情してやる。
- ・泣き出したら、気のすむまで泣かせ、適当な時期に話題を変えて気持ちをそらす。

[こんな注意を!]

- ・補導されることに慣れた少年の場合、演技で泣くこともあるので、時には冷静に観察してみることも必要です。



V 街頭補導のQ & A

< Q 1 >

補導というと権力的なイメージがありますが？

< A >

私たちが実施する「補導」は、警察官等が職務上行っている「補導」とは意味や内容が異なる活動で、大人が子どもたちを温かく見守り、非行を防止する活動の一つです。

児童（少年）の健全育成に努めることは、児童福祉法第1条で、国民の義務であることが示されており、この精神は児童の育成についての大人の宣言である児童憲章の中にも、「あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される」ことが明記されています。

街頭であやまちや不健全な行為をしている少年たちを注意し指導することは、すべての大人に課せられた義務ですが、権限として行うものではありません。少年補導員の活動も、地域社会の大人全てが行うべき指導と同様の立場で行うものです。相手の少年に強制し、あるいは権力的な意識をもって接してはならないことに留意してください。

また、ゲームセンター、カラオケボックス、パチンコ店等の営業所への立ち入りについては、法的な立入権は持っていません。少年補導センターでは、管理者等から善意による承諾を受けた営業所等へ立ち入りすることとしていますので、営業の妨害にならないよう配慮してください。

※ 児童福祉法

第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

<Q2>

どの位の人数で活動することが良いのですか？

<A>

特に人数の定めがある訳ではありませんが、街頭補導は複数で活動するように心がけてください。少年の指導を行う際にはチームワークのとれた協力が必要ですし、危険防止なども考えると、活動の際には3人以上でグループを組んで行動することが望ましいといえます。

補導対象の少年が大勢で、対処が困難と感じられるときには、無理に声かけせずに警察署（派出所）へ連絡して協力を求めたり、緊急を要するときは、遠慮なく110番通報してください。

<Q3>

補導に従事中、相互のチームワークを保つために心掛けることは、どのようなことですか？

<A>

補導に従事するときは、従事する者同士、「誰が、どこで、何をしようとしているか」など、常に連携をもって行動することが必要です。活動中、私語に夢中になり、あるいは他事に目を奪われ別行動をとるなどは、チームワークを損なうことにもつながりますので、慎む必要があります。

少年の指導を行うときは、少年を取り囲み、あるいは交互に質問をあげせることは避けなくてはなりません。一人が質問し、指導にあたり、他の者は、やや離れた場所で少年の行動に注意するなど、活動する者同士が常にチームワークをとって行動し、とっさの場合に対処できるよう心がけてください。

<Q4>

学校帰りの少学生がゲームセンター等で遊んでいるのを見つけたときは、どうすればよいのですか？

<A>

大人や高校生に混じって、多くの小・中学生たちがゲームセンターで遊んでいる姿を見かけるようになりました。

最近のゲームセンターには射幸心を煽るような機械が数多く並んでいます。そのため、保護者の目が行き届かない状態で遊んでいると、金銭を濫費したり、不良少年たちとのトラブルに巻き込まれる危険性も考えられます。特に、小学生だけで遊んでいるときは、保護者に無用な心配をかけないためにも、『声かけ』をしましょう。

なお、夜間、少年がゲームセンターへ入場することは、法令で制限されていますので、承知おきください。

「今、学校帰り？」「子ども同士で来ているの？」「小遣いはいくらくらい持っているの？」「暗くなる前に帰りなさい。」などやさしく『声かけ』してください。

※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）第2条第1項第8号により、ゲームセンターは風俗営業に該当する。同法第22条第1項第5号により、18歳未満の少年は午後10時以降の入場が禁止されている。

ただし、16歳未満の少年は埼玉県条例（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例）により、午後6時以降の入場が禁止されている。

<Q5>

少年と思われる人がタバコを吸っているのを発見したときは、どうすればよいのですか？

<A>

未成年者の喫煙は法律で禁止されているとともに、規範意識が低下する最大の要因といわれております。また、喉頭がん、肺がんや心臓病などの危険性が高いといわれているとともに、女性は将来妊娠した場合、胎児への悪影響も心配されます。

「君はいくつ？」と問いかけ、喫煙者が少年であったときは、「未成年者の喫煙は健康によくないよ。」などタバコの害について説明し、できれば少年自身の手で廃棄するよう説得しましょう。

少年の意志に反して、無理に取り上げる権限はありませんので、留意してください。



<Q6>

少年が自転車に2人乗りをしているのを発見したときは、どうすればよいのですか？

<A>

自転車の2人乗りは大変危険なうえ、法令でも禁止されています。「2人乗りは危ないよ。」「すぐ降りなさい。」などと『声かけ』しましょう。

また、信号無視や無灯火運転を見つけたときも、同じようにひと声かけてください。



<Q7>

声かけした少年が逃げ出してしまったら？

<A>

このようなときは、少年を追いかける必要はありませんので、補導の際には十分留意してください。逃げた少年を無理して追いかけると、思わぬ事故を招く原因にもなりますので、何らかの非行を行っていると思われるときは、警察署（派出所）へ連絡してください。

<Q8>

パチンコ店で幼児・児童を連れ去った人を見たときは、どのようにすればよいのですか？

< A >

親などが幼児・児童を連れて遊技をしているときは、幼児・児童を客として解釈することはできません。しかし、環境等から当然健全育成上好ましいことではありませんし、幼児・児童の事故が発生する危険性もありますので、店長の協力を得て、親などに対して注意を喚起していく必要があります。

<Q9>

公園などでシンナー乱用少年を発見したときは、どのようにしたらよいのでしょうか？

<A>

シンナーや麻薬等心身に有害な影響を及ぼす薬物の乱用は法律で禁止され、当然補導の対象となります。

乱用少年は、薬物を吸引した時点で精神状態が不安定となります。そのため、不用意に近づいて『声かけ』すると、危害を加えられることがありますので、非常に危険です。離れた所から観察し、110番通報などにより、速やかに警察に引き継いでください。

シンナーを吸引した後は、「ツバ」を何度も吐くと言われていいます。その様な少年を見かけたときは、特に注意してください。

<Q10>

デパートで万引きするのではないかとと思われる少年を見かけたときは、どのようにすればよいのですか？

<A>

少年の挙動などから、あるいは万引きをするのではないか気にかかる少年を見かけたときは、その時点で、「買い物に来たの？気に入ったのは見つかった？」等の言葉をかけることによって、少年の心にブレーキをかけてやる対応をしてください。

また、このようなときには、かりにも少年のポケットや所持品を検査するようなことは絶対にしてはいけません。

<Q11>

活動中に、少年やその家族の秘密を知った場合は？

<A>

補導員の活動は、その性質上、近隣の少年の思わぬ問題行動に接したり、あるいは保護者から相談を受けることがあります。このため、基本的な心構えとして、活動にともなって知り得た他人の秘密は、たとえ家族に対しても絶対に漏らさないことが必要です。

万一、補導員が不用意に漏らしたときには、そのことが地域の人々の耳に入り、人権問題になりかねませんし、補導員の信頼を損なうことにもなりかねませんので、注意が必要です。

<Q12>

書店、コンビニエンスストア、レンタルビデオ店などで、青少年に有害と思われる図書等を見つけたときは？

<A>

書店などでは、18歳未満の青少年に有害な本やビデオ等を、他のものと分けて陳列する義務と、青少年の購入や借受けの禁止を表示する義務があります（埼玉県青少年健全育成条例）。

しかし、この条例が守られていない店を見かけることがあります。街頭補導活動中に、そのような店を見つけたときは、店主などの責任者に対して条例の趣旨を説明し、協力を求めるとともに、少年補導センターへ連絡してください。

また、声かけした少年が、有害図書等を所持していたときは、埼玉県青少年健全育成条例で所持が禁止されていることを説明し、できれば青少年自身の手で廃棄するように説得してください。

※ 有害図書等

{図書・雑誌}

卑わいな姿態又は行為を被写体とした写真又は描写した絵の頁数が20頁以上、又は総頁数の5分の1以上のとき
卑わいな姿態又は性的な行為を描写した場面の合計が3分以上のとき

{ビデオ、CD-ROM類}

※ 有害がん具等

青少年の性的感情を著しく刺激するもので性的行為に使用する器具類や使用済み等の下着、バタフライナイフをはじめとするナイフ類

※ 有害図書の規制

青少年へ有害図書等の販売等を行った者は30万円以下の罰金
区分陳列等の違反に対する命令に従わない者は、30万円以下の罰金

<Q13>

ピンクチラシの撤去とはどのようなことですか？

<A>

青少年に有害な環境の浄化活動の一つです。いわゆるテレホンクラブや女性の裸体の写ったような性風俗特殊営業等の広告チラシ類を総称してピンクチラシ（ピラ）といい、業者や関係者が18歳未満の青少年に配布することを禁止しています。ところが、管理者に無断で、電話ボックス、電柱、道路等に掲示されていることがあります。そのようなチラシ類は、青少年でも手にできる状態にありますので、配布することと同じと考えられます。

そのため、少年補導センターでは、関係機関・団体と協定を締結し、街頭補導活動の際に撤去（回収）しています。

なお、ピンクチラシ以外の広告物等に関しては、撤去権がありませんので留意してください。

- ※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の第28条第5項で店舗型性風俗特殊営業を営む者が18歳未満の青少年に対するピラ配布を禁止している。その他の無店舗型性風俗特殊営業やテレホンクラブについては、第31条の3第1項、第31条の13第1項、第31条の18第1項で禁止している。

VI 資料

補導対象の行為

家庭裁判所の審判の対象となる非行ではないが、不健全あるいは不道徳な行為をしており、放置すれば自己の特性を害し、ひいては非行化の道をたどるおそれのある少年をいいますが、その行為態様としては、次のようなものがあげられます。

- | | |
|---------|--|
| 飲酒… | 酒類を飲用し、またはその目的で酒類を携行する行為。 |
| 喫煙… | 喫煙し、またはその目的でたばこ若しくは喫煙具を携行する行為。 |
| 薬物乱用… | シンナー、催眠剤、鎮痛剤等心身に有害な影響を及ぼすおそれのある薬物等を乱用し、またはその目的でこれらのものを携行する行為。ただし、立件可能なものを除く。 |
| 怠学・怠業… | 正当な理由がなく学校や職場を休み、または遅刻・早退等をする行為。 |
| 遊技場出入り… | 16歳未満の少年の午後6時以降のゲームセンターへの出入り。その他、学校の指導等で禁止している施設等への出入り。 |
| 帰宅誘導… | 「夕やけこやけ」放送後を目安に、学校帰りの道草や公園等で遊戯中の子どもに対して実施。 |
| 金銭濫費… | 保護者に無断で、少年が不相应な金銭を濫費する行為。 |
| 服装等… | 華美な服装をしていること |
| 危険な遊び… | 川やため池付近での遊び、路上でのローラースケート、花火等。 |

交通安全違反… 自転車の二人乗り、無灯火、信号無視等。
その他… たかり、キャンブル行為、不良交友、示威
行為のほか、自己または他人の徳性を害す
る行為。

熊谷市少年補導センター条例

(設 置)

第1条 少年の健全な育成及び非行の防止並びに少年対策の総合的な推進を図るため、熊谷市少年補導センター（以下「補導センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 補導センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	熊谷市少年補導センター
位 置	熊谷市宮町二丁目47番地1

(職 員)

第3条 補導センターに所長、その他必要な職員を置く。

(少年補導員)

第4条 補導センターに少年補導員を置く。

(業 務)

第5条 補導センターは、次の業務を行うものとする。

- 一 少年補導
- 二 少年相談
- 三 その他少年の健全な育成に関する事項

(委 任)

第6条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

省略。

熊谷市少年補導センター条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、熊谷市少年補導センター条例(平成17年条例第132号)の施行に関し必要な事項を定めることを

目的とする。

(職務)

第2条 所長は、上司の命を受け補導センターの事務及び業務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

2 その他の職員は、上司の命を受け事務又は業務に従事する。

(少年補導員)

第3条 少年補導員(以下「補導員」という)の定数は140人以内とする。

2 補導員は、少年の補導に関係ある各機関及び団体並びに民間有志者のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 補導員の任期は2年とする。ただし、補欠の補導員の任期は前任者の残任期間とする。

4 補導員は職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

5 補導員は非常勤とする。

(補導員の業務)

第4条 補導員は、次の業務に従事する。

- 一 少年補導
- 二 環境浄化
- 三 専門機関への連絡
- 四 補導連絡会議等への出席
- 五 非行防止に関する情報資料の整備
- 六 その他少年の非行防止に必要な業務

(少年補導員証等)

第5条 補導員に少年補導員証(様式第1号)及び少年補導員章(様式第2号)を交付する。

2 街頭補導に従事する際は、少年補導員証及び少年補導員章を携行するものとし、その身分を示す必要があるときは、これを提示する。

3 少年補導員証及び少年補導員章は、取扱いを慎重にし、紛失又は身分を喪失したときは、直ちに交付者に連絡又は返納する。

(備付帳簿)

第6条 補導センターに、補導日誌(様式第3号)を備えるものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

省略。

熊谷市少年補導員会会則

(名 称)

第1条 本会は、熊谷市補導員会と称し、事務局を熊谷市少年補導センターに置く。

(組 織)

第2条 本会は、熊谷市少年補導員(以下「少年補導員」という)をもって組織する。

(目 的)

第3条 本会は補導員として寄与することを目的とし、補導員相互の資質向上と親睦および連絡調整を図る。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 補導活動の推進
- (2) 補導員の研修
- (3) 補導員相互の親睦と連絡調整

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 5 名
- (3) 理事 若干名
- (4) 幹事 1 名

2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、会の運営に参画するとともに緊急事項を協議する。

5 幹事は、本会の庶務を担当する。

(役員を選出・承認)

第6条 本会の役員は、次の通り選出し、総会の承認を得る。

2 理事は各中学校区2名とし、総会で選出する。

3 会長、副会長は理事の互選による。

4 幹事は、少年補導センター所長を充てる。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とし、再任をさまたげない。ただし、補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、本会の推薦により会長が委嘱する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び理事会とし、会長がこれを召集する。

2 総会は毎年1回開催し、次の事項を審議する。ただし、緊急を要する時は理事会をもってこれにかえることができる。その場合において、会長はつぎの総会にこれを報告し、承認を得るものとする。

(1) 規約の改廃

(2) 役員を選出・承認

(3) 年間事業計画の決定

(4) その他重要事項

3 理事会は、役員及び顧問をもって構成し、本会について必要なことを協議する。

(委任)

第10条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

省略

児童憲章

(昭和 26 年 5 月 5 日宣言)

われわれは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んじられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

熊谷市子ども憲章

わたしたちは、心のつながりを持ち、
一人一人の自立をめざして、この憲章を定めます。

(夢・未来)

夢や希望をもち、すばらしい未来をつくれます。

(友情・思いやり)

「ありがとう」と思いやりの心を忘れずに、
相手の気持ちを大切にします。

(環境・自然)

自分たちにできることを進んでおこない、自然を大切にします

(命・人権)

いじめや差別をなくして、みんなで助けあって生活します。

(責任・努力)

自分のことばや行動に責任をもち、目標に向かって努力します。

(平成 18 年 5 月 5 日制定)

この憲章は、各小中学校の児童生徒代表が策定委員となり、作成したものです。

法令関係用語の解説

用 語	用 語 の 解 説
児 童	満18歳に満たない者（児童福祉法）
青 少 年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
少 年	20歳に満たない者（少年法）
不良行為少年	刑罰法令には直接触れないが、飲酒、喫煙、家出、怠学等の自己または他人の徳性を害する行為をしている少年
ぐ 犯 少 年	<p>性格または環境に照らして罪を犯し、将来刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年</p> <p>ぐ犯要件</p> <p>① 保護者の正当な監督に服さない性癖のあること</p> <p>② 正当な理由がなく家庭に寄りつかないこと</p> <p>③ 犯罪性のある人もしくは不道德な人と交際し、またはいかがわしい場所に入ること</p> <p>④ 自己または他人の徳性を害する行為をする性癖があること</p>
触 法 少 年	14歳に満たないで刑罰・法令に触れる行為をした少年
犯 罪 少 年	犯罪を犯した14歳以上の少年



第3金曜日は「少年を非行からまもる日」

第3日曜日は「家庭の日」